

免許状更新講習モデルカリキュラム（中間まとめ）

教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び
学校の内外における連携協力についての理解に関する事項

日本教育大学協会

免許状更新講習に関するプロジェクト

平成20年7月

(お問い合わせ先)

東京学芸大学 学務部学務課 免許状更新講習事務室

TEL : 042-329-7120 FAX : 042-329-7118 E-mail : koushin@u-gakugei.ac.jp

日本教育大学協会 事務局

TEL : 042-329-7113 FAX : 042-329-7114 E-mail : jaue@u-gakugei.ac.jp

はじめに

教員免許状更新講習「モデル・カリキュラム【必修領域】」（中間まとめ）をお届けします。すでに試行講習を終えている大学等もありますが、多くはこれからだと思います。私たちの提案づくり作業はまだ中間地点にあります。この時点で「中間まとめ」としてお届けし、実施に向けての参考としていただければ幸いです。

私たちのプロジェクトは、まさに今年度が始まる初日（2008年4月1日）に第1回会合を開催し、討議と作業を出発させました。そして、本格実施が始まる来年度に向けて、1年間という限られたわずかな時間ではありますが、国公私立大学等多くの実施機関の方々に参考としていただけるような「モデル・カリキュラム」を作成し、広く提案していきたいと考え、今後も開発のための討議と作業を継続していく所存であります。

これまで「必修領域」における8つの細目領域に即して、それぞれ2～3大学を担当とし、それぞれの大学のチームで開発作業を進めるとともに、同一領域の担当校間同士で意見交換・相互検討を進めてきました。3ヶ月（4～6月）余りというわずかな時間でしたので、「中間まとめ」はその形式も、内容も多様のままであります。最終的には、相互検討を進め、できる限り統一的な形式と内容とにしていきたいと考えておりますが、現時点では多様性をむしろ維持したままで「中間まとめ」とすることによって、各大学等実施機関で自由に参考資料として活用していただけるのではないかと考えた次第です。

多くの方々がこの「中間まとめ」を参考にし、試行講習を実施し、その上で、さらに改善しなければならないとお気づきになった点、あるいはさらに新たな提案内容が必要であるとお考えになった点などを遠慮なくお寄せいただければ幸いです。最終報告作成に向けての貴重なご助言ご提案として受け止めていきたいと考えております。

なお、本「中間まとめ」内容は、自由に参考にし活用していただいて結構ですが、できますならば、本冊子末尾明記の担当事務局までご一報いただきたく、また皆様の参考・活用後のご意見ご感想をお寄せいただけますと幸いです。

2008年7月14日

日本教育大学協会免許状更新講習に関するプロジェクト委員長・山崎 準 二

目 次

教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項

事項Ⅰ：教職についての省察

細目ア：学校を巡る状況変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

細目イ：専門職たる教員の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

事項Ⅱ：子どもの変化についての理解

細目ウ：子どもの発達に関する課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

細目エ：子どもの生活の変化を踏まえた適切な指導の在り方・・・・・・・・ 7

事項Ⅲ：教育政策の動向についての理解

細目オ：学習指導要領改訂等の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

細目カ：その他の教育改革の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

事項Ⅳ：学校の内外における連携協力についての理解

細目キ：各種課題に対する組織的対応の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

細目ク：学校における危機管理上の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

日本教育大学協会免許状更新講習に関するプロジェクト委員名簿・・・・・・・・ 40

担当大学一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

講習内容に関する各種基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

事項Ⅰ：教職についての省察

細目ア：学校を巡る状況変化 a 客観的・具体的材料（各種報道・世論調査・統計等）の適切な利用

1. 講座の目的

本講座では、「教職についての省察」の事項のうち、「学校を巡る状況変化」という細目（記号 a）について言及し、受講者と考察を深める。手がかりは、学校という舞台での主役としての子ども、そして子どもを支える教師や保護者である。この三者の近年の状況変化を、ひとまずデータを中心に紹介しながら考えていく。そして、その状況下で教師がインセンティブを保持ないしは向上させながら、自己の実践をよりブラッシュアップしていけるよすがを探ることを狙う。

2. 内容

下表に示されるように、子ども・教師・保護者の三つの柱を用意し、各々に2つのカテゴリを用意する。必修カテゴリについては必ず言及することとし、具体的題材の中から素材を適宜選択して講習を展開する。

「学校を巡る状況変化」で扱うべき内容案（カテゴリとアイテム）

クラス	カテゴリ	具体的題材（アイテム）
Ⅰ. 子どもを巡る状況変化	1) 児童・生徒の学習・学力 [必修]	①OECD国際学力調査(PISA2000・2003・2006)の結果、 ②IEAの国際到達度調査(TIMSS1999・2003)の結果、③2007年実施の全国学力調査結果などを紹介。→フィンランドなどと比較しながら、現代の児童・生徒の学力の問題点(学力低位層が平均を下けている、読書量と学力の相関性 etc.)を読み取る。さらにそれに留まらず、必要に応じて関連データも採り上げ、学力低下問題の背景にある諸事実(図書館利用率が低いこと、学校外学習時間の縮小と学力低下との因果関係は疑わしいこと etc.)に言及する(竹内 洋 2007)。 また、④文部科学省「新教育システム開発プログラム調査」(2008年)の結果などにも言及し、読書量と読解力等に相関関係があること等を示す。
	2) 児童・生徒の生活と意識 [必修]	⑤文部科学省「平成 17 年度生徒指導上の諸問題の現状について」 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/09/06091103.htm →暴力行為、いじめ、不登校、自殺などの件数から学校生活上の問題を探ると共に、特にいじめにフォーカスして、統計や報告数の限界に触れつつ四層構造論(森田洋司)などにも言及する。 ⑥NHK放送文化研究所「中学生・高校生の生活と意識調査」(2002年実施) →関連して、低学力層ほど自己有能感が高まる傾向に向かうインセンティブ・ディバイド(荻谷剛彦)ないしは仮想的有能感(速水敏彦)の問題、学校では学力よりも対人関係能力が選好されるハイパー・メリトクラシー(本田由紀)の現象を紹介する。 さらに、 ⑦毎日新聞社・(社)全国学校図書館協議会「学校読書調査」(2008年) →読書に対する児童生徒の認識の現状を確認させ、受講者に問題提起する。
Ⅱ. 教師を巡る状況変化	3) 教育改革についての教師の意識 [必修]	⑧文部科学省「義務教育に関する意識調査 報告書」(平成 17 年 11 月) → 教育改革についての教師の意識、教師の多忙感(バーンアウトや休職を含む)などを、他のデータも紹介しながら考える。
	4) 教師の不祥事 [選択]	⑨文部科学省「平成 17 年度教育職員に係る懲戒処分等の状況について」 → 全国データおよび各県データより教員の不祥事の現況を見ると共に、各種報道記事などのメディアへの採り上げられ方の事例なども紹介し、構築主義的観点から教員の不祥事が(社会的に)問題として構築されていく、ということを知る。
Ⅲ. 保護者を巡る状況変化	5) 教育改革、学校に対する保護者の意識状況 [必修]	⑩文部科学省「義務教育に関する意識調査 報告書」(平成 17 年 11 月) http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/11/05112502/houkoku.pdf → 教育改革、学校教育に対する保護者の評価、学校・教師に何を望ん

		でいるかの意見を紹介する。 ①文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」(2008年) →ボランティアを希望する保護者が増加し、それにしたいがボランティアを受け入れる学校が増加している実態を紹介する。
	6) 教師と保護者の意識のズレ [必修]	②文部科学省「義務教育に関する意識調査 報告書」(平成17年11月) → 総合的な学習の時間に対する教師と保護者の評価の違いを手がかりに、子ども(児童・生徒)の理解や学校の教育活動のあり方、評価についての意識のズレを読み取る。関連して、今日喧伝される「問題親」(モンスター・ペアレンツ)について言及する。

以上の内容を紹介した後、まとめに代える意味で、三者の関係を巡っての考察と、自己の教育実践の省察を簡単に行う。方法としては、子ども・保護者の現況を踏まえ、教師をも含んだ関係性について考察してもらうのはもとより、ロールプレイなどにより日常の自己の教育実践を省察してもらう。

3. 評価の方法

講習で採り上げた具体的題材の統計資料データの何れか若しくは複数を指定し、(1)その結果から学校を巡る状況変化について、どのような知見が得られるかを、受講者に論述または選択させる。

さらに、(1)での知見を踏まえて、(2)自身の教育実践がどのように相対化され、その結果として今後どのように自身の実践が改変されていく可能性があるかについての展望を、論述させる。

4. 講習の形式

学校を巡る状況変化の理解のよすがとして用いる統計資料データ、報道の部分では講義を中心に展開する。但し、まとめの部分などではロールプレイやグループ討議を援用して、親の考えや世間の考え方の変化などについて、受講者が理解を共有したり認識を深めたりできるように工夫する。

<参考文献>

- ・速水 敏彦 2006, 『他人を見下す若者たち』, 講談社現代新書。
- ・本田 由紀 2005, 『日本の<現代>13 多元化する「能力」と日本社会 ハイパー・メリトクラシー化のなかで』, NTT出版。
- ・荻谷 剛彦 2001, 『階層化日本と教育危機—不平等再生産から意欲格差社会(インセンティブ・ディバイド)へ』, 有信堂高文社。
- ・文部科学省編 2005, 「義務教育に関する意識調査 中間報告書」(平成17年6月)
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/06/05061901.htm [Last Access: June 1, 2008]
- ・文部科学省編 2005, 『「義務教育に関する意識調査 報告書」(平成17年11月)』
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/11/05112502/houkoku.pdf [Last Access: June 1, 2008]
- ・森田 洋司 総監修・監訳 1998, 『世界のいじめ 一各国の現状と取り組み』, 金子書房。
- ・「OECD 生徒の学習到達度調査 Programme for International Student Assessment (PISA) ～2006年調査国際結果の要約～」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/sonota/071205/001.pdf [Last Access: May 25, 2008]
- ・竹内 洋 2007, 『改訂版 学校システム論』, 放送大学教育振興会。
- ・国立教育政策研究所「平成20年度全国学力・学習状況調査の調査問題・正答例・解説資料について」
<http://www.nier.go.jp/08tyousa/08tyousa.htm> [Last Access: July 11, 2008]
- ・毎日新聞社編『読書世論調査 2008年版』, 毎日新聞社。

東京学芸大学 腰越 滋
倉持 伸江
前田 稔

事項Ⅰ：教職についての省察

細目ア：学校を巡る状況変化

a 客観的・具体的材料（各種報道・世論調査・統計等）の適切な利用

1. 細目の目標と内容について

各種統計・報道には発信者の意図があり、かつ、データの解釈は多様であることを踏まえながらも、データが示唆する学校を巡る近年の様々な状況変化を客観的に理解するために、表1に示す6区分に該当する材料を用いる。

[必修]と記載している区分については講習の中に必ず含めることとし、[選択]と記載している区分についてはそれぞれの講習の特性等を考慮して適宜含めることとする。

表1 「学校を巡る状況変化」で扱うべき区分と具体的材料の候補

区分（ガイドライン）	具体的材料（平成20年度モデルプログラム）
1) 子ども（児童・生徒）の学びと学校生活について [必修]	①OECD国際学力調査（PISA）→ 2000, 2003, 2006年のデータの変化を読み取る。 ②2007年実施の全国学力調査の結果→ 子どもの学力（学び）の何が課題なのかを読み取る。 ③文部科学省「平成17年度生徒指導上の諸問題の現状について」→ いじめ、不登校など学校生活上の問題を読み取る。
2) 子ども（児童・生徒）の意識について[必修]	④文部科学省「義務教育に関する意識調査 報告書」（平成17年11月） ⑤文部科学省「義務教育に関する意識調査 中間報告書」（平成17年6月）→ 学校生活についての満足度などを読み取る。 ⑥NHK放送文化研究所「中学生・高校生の生活と意識調査」（2002年実施）→ 「大人になりたいくない中高生」「今の生活は楽しくて幸せ」「ストレス”の減少”との分析の検証 → ③④⑤⑥のデータの検討をとおして子どもをめぐる今日的課題を明らかにする。
3) 教育改革等に対する教師の意識について[選択]	⑦文部科学省「義務教育に関する意識調査 報告書」（平成17年11月） → 教育改革についての教師の意識、教師の多忙感などを読み取る。
4) 教師の不祥事について [選択]	⑧文部科学省「平成17年度教育職員に係る懲戒処分等の状況について」 → 全国データと各県データより、飲酒運転、体罰、わいせつ行為など教員の不祥事の現状を読み取り、新聞記事などと照らし合わせて教員の不祥事がどのように問題にされているかを理解する。
5) 教育改革、学校に対する保護者の意識状況について[必修]	⑨文部科学省「義務教育に関する意識調査 報告書」（平成17年11月） → 教育改革、学校教育に対する保護者の評価、学校・教師に何を望んでいるかを読み取る。
6) 教師と保護者の意識の	⑩文部科学省「義務教育に関する意識調査 報告書」（平成17年11月）

ズレについて[必修]	→ 総合的な学習の時間に対する教師と保護者の評価の違いを手がかりに、子ども（児童・生徒）の理解や学校の教育活動のあり方、評価についての意識のズレを読み取る。
------------	--

2. 評価方法について

次の（a）～（c）の方法から適切なものを選択する。

（a）講習で説明した統計資料を提示し、その結果から推測される学校を巡る状況変化について記述させる。

（b）講習で説明した統計資料を提示し、その結果から推測される学校を巡る状況変化として適切な選択肢を選ばせる。

（c）講習で説明した全国、あるいは、県単位の学校を巡る状況変化と比較して、自分が勤務する市町村の状況変化について記述させる。

3. 講習形態について

それぞれの統計資料に応じて、次の（a）、（b）の形態を適宜選択して行う。

（a）各種報道、世論調査、統計資料と、その結果から推測される学校を巡る状況変化を説明する。

（b）各種資料から推測される学校を巡る状況変化について、少人数で討議し、発表することを通して、情報発信者の意図や、結果の解釈の多様性に気づかせるとともに、一般的な市民がどのような意見を持っているのかについて理解させる。

福岡教育大学 大坪 靖直
山口 喬
寺岡 聖豪

事項Ⅰ：教職についての省察

細目Ⅰ：専門職たる教員の役割

1. はじめに

2. 教師のライフサイクルと成長

- ・これまでの教員生活、これからの教員生活。
資料「教員のライフステージと研修」（文部科学省教員研修体系）
- ・同僚との交流、連携
資料「心と行動のネットワーク」（文部科学省）
「教員の年齢構成の国際比較」（OECD）

3. 専門職としての教師

- ・社会から期待される教師像
資料「新しい義務教育を創造する」（2005年10月中教審答申）
- ・教師の多忙と多忙感
資料「先生へとへとどう解消」（2007年6月3日、朝日新聞）を手がかりに教師の勤務実態と強まる多忙感の問題を考える。

4. 「わかる授業」を目指して

- 「教えること」とつねにきびしく向き合ってきた大村はまのことば。
資料「教えるということ」（大村はま、共文社、ちくま学芸文庫）
- 「教えること」と「学ぶこと」の関係をどうとらえるか。
資料「生きる力」（文部科学省）

5. 子どもとの関わりを考える

- 子どもとの関わりを考えるための2つの視点。
 - ・「個性化」と「社会化」
資料「生徒指導資料」（文部科学省）
 - ・「きびしさ」と「やさしさ」
資料「『やさしい』って、どういうこと」（アルボムッレ・スマナサーラ）
「わたしの失敗」（池乃めだか）

6. 教育倫理とコンプライアンス

- 「それって大丈夫？」・事例を手がかりに思わぬ法令違反を考える。
資料 改正教育基本法
その他法規

7. これからの教師にもとめられるもの

- ・「生きる力」の育成
資料「イチロー」（新聞）
「ドラえもんの声」（大山のぶ代）
「志の教育」（新堀通也）
- ・「確かな学力」の育成

8. まとめ

埼玉大学 庄司康生 斉藤享治
香川大学 毛利 猛 七條正典 櫻井佳樹 有馬道久

事項Ⅱ：子どもの変化についての理解

細目ウ：子どもの発達に関する課題

1. 子どもの発達を巡る諸問題

- ・虐待、不登校、いじめなどの増加
- ・社会性、対人関係、コミュニケーション能力の低下
- ・生活習慣形成の遅れ
- ・発達障害についての理解の低さ

2. 脳科学の知見

- ・脳科学の基礎（大脳の構造と機能の基礎知識など）
- ・脳科学の研究法（脳機能研究の方法など）
- ・脳科学からの知見（知覚、記憶、言語など）

3. 認知発達に関する心理学の知見

- ・認知発達論（ピアジェの認知発達論、ブルーナーの認知発達論など）
- ・認知・言語の情報処理（注意、ワーキングメモリーなど）
- ・認知発達とメタ認知

4. 社会性の発達に関する心理学の知見

- ・言語・コミュニケーションの発達
- ・情動の発達（他者の感情理解、感情のコントロールなど）
- ・「心の理論」の発達

5. 特別支援教育の基本理念

- ・特別支援教育の背景（特別支援を要する子どもの数等）
- ・特別支援教育とは
- ・特別支援教育を支える仕組み（個別の教育支援計画、個別の指導計画
特別支援教育コーディネーター、校内委員会等）

6. LD, ADHD等の定義と特性

- ・学習障害（LD）の定義と特性
- ・注意欠陥多動性障害（ADHD）の定義と特性
- ・自閉症スペクトラム（ASD）の定義と特性
- ・LD, ADHD等の理解と支援（アセスメントの方法、指導と支援の方法など）

7. 子どもの発達の理解を広げ、深めるために

東京学芸大学 伊藤友彦 澤 隆史 藤野 博
奈良教育大学 藤田 正

事項Ⅱ：子どもの変化についての理解

細目エ：子どもの生活の変化を踏まえた適切な指導の在り方

1 講習内容（項目整理）

- 細目「子どもの生活の変化を踏まえた適切な指導の在り方」の講習内容は、「含めるべき内容・留意事項」の内、項目 f～j についてはその一部または全部を講習を実施する各大学が任意に選択でき、k のみ講習内容として必ず含めるべき項目となっている。このことを踏まえ以下に、項目（f～k）ごとに講習に含める必要があると考えられる内容を取り上げキーワードとして整理した。今後の作業としては、下に示したキーワードを全体の整合性を図りながらより精査することと、各キーワードに含めるべき内容を簡潔に整理し提示することを考えている。

なお、一コマ分（90分）に相当する具体的な授業内容として何をどのように取り上げるかは、講習を担当する講師の判断にゆだねられているが、その際の参考となるよう、今後いくつかの展開事例を作成し提示する。

- A4横置き2枚程度を、協働作業で作成する予定

	項目整理（一部抜粋）	説明
f	居場所づくりを意識した集団形成	
	生活集団としての学級づくり	省略
	社会性を育成する場としての集団づくり	
	心の居場所を確保する集団づくり	
	人権が尊重される学習環境の形成	
	いじめ、不登校などの課題に対応できる学級づくり	
	所属欲求・承認欲求の充足	
	自尊感情など自己肯定感の育成	
	信頼でつながる人間関係づくり	
g	多様化に応じた学級づくりと学級担任の形成	
	基礎集団としての学級の意味と学級担任のスタンス	
	相互に認め合う学級づくりの手法・方法論	
	異学年集団づくり（縦割り活動）、自治的活動	
	小集団（班）とグループワークの活用	
	学習集団づくりと協同学習	
	様々な子どもへの対応（特別な支援が必要、生活課題を抱えた、マイノリティなど）	
	指導者としての学級担任	
	対人援助者、ファシリテーターとしての学級担任	
	経営的視点に基づくクラスマネジメント（PDCAサイクル）	
h	生活習慣の変化を踏まえた生徒指導	
	食習慣など生活スタイルの変化	
	自然やヒト・モノとのふれあいなど生活体験の弱体化	
	リアルとバーチャルの問題	
	厳しさと優しさを兼ね備えた指導	
	集団や社会生活に必要なルールやマナー、規範意識	
	指導体制と個別指導	

	学校内の連携や連携機関との協働によるチーム支援	
	家庭・地域との連携協力、保護者対応	
i	社会的・経済的環境の変化に応じたキャリア教育	
	働き方や勤労意識の変化	
	知識基盤社会の到来と将来設計	
	職業観と勤労観の形成	
	人間関係調整能力、情報活用力、将来設計能力、意志決定能力	
	学ぶ意欲につながるキャリア教育	
j	その他の課題	
	いじめ、問題行動、不登校	
	子ども虐待、保護者対応	
	携帯やゲームなどネット社会への対応	
k	カウンセリングマインドの必要性	
	開発的、予防的カウンセリング	
	積極的傾聴	
	エンパワメント	
	わたしメッセージ	

2 参考資料一覧

調査資料、行政資料、一般書籍、教材集など A4横置き 2枚程度（協働作業）

番号	資料名（一部抜粋）	出典	項目
1	いじめ問題に関する取組事例集	省略	f
4	不登校といじめ問題の解決のために 平成18年度生徒指導研修ケーススタディ		f
5	生徒指導資料第2集「不登校への対応と学校の取組について—小学校・中学校編」		f
6	書籍：「いじめ 教室の病」		f
7	書籍：「育てるカウンセリングによる教室課題対応全書5 いじめ」		f
11	「学級運営等の在り方についての調査研究」 報告書		g
12	書籍：「集団を育てる学級づくり12か月」		g
14	書籍：「子どもがつながる学級集団づくり入門—若いせんせいに送るラブレター」		g
15	生徒指導資料第3集「規範意識をはぐくむ生徒指導体制」		h
16	「生徒指導体制の在り方についての調査研究」（規範意識の醸成を目指して）		h

3 評価方法

A4縦置き 1枚程度（協働作業）

4 展開事例

A4縦置き 4枚程度（長崎大学2枚、大阪教育大学2枚）

5 研修方法例

A4縦置き 2枚程度（長崎大学1枚、大阪教育大学1枚）

大阪教育大学 島 善信 森 実 園田雅春 中西修一 神村早織
長崎大学 北村右一 村田義幸 柳田泰典 地頭藺健司

事項Ⅱ：子どもの変化についての理解

細目エ：子どもの生活の変化を踏まえた適切な指導のあり方（f～j）

【シラバス】

キーワード：居場所、集団形成、自尊感情、キャリア教育

1. 子どもたちの現在と実践課題

- ・社会の急激な変化と子どもたちの現在
「空虚なる自己 (empty-self)」「self-esteemの低さ」などデータを基に
- ・子どもにとって「居場所」とは何か
「社会的居場所」と「個人的居場所」
- ・学校が子どもの「居場所」となるために何が必要か
「居場所」としての教室づくりの方法

2. 生徒指導実践の今日的視座

- ・生徒指導としての集団形成
豊かな人権感覚の育成
意味ある集団規律の形成——外面規律の内面規律化
「教育的要求」と「教育的受容」のバランスある指導
- ・生活習慣の確立と自尊感情の形成の重要性
家庭・地域・関係諸機関との連携
- ・教科指導（学力形成）と生徒指導の接続
- ・現在と未来の生き方を学び合うためのキャリア教育
OECD「キー・コンピテンシー」の概念理解

3. 学級形成の今日的意味と方法論

- ・学級という基礎集団の意味
- ・学級集団形成の方法論と学級担任のスタンス
個の自立と集団の自治をめざす
学級文化の再構築 —— 子どもの「つながり」を求めて
- ・学級集団の質と授業の質の相乗性

4. その他

- ・不登校 いじめ 虐待などの教育諸課題

【留意事項】

- ※ 一方向的なレクチャーとならないよう極力「経験交流」などを随時採り入れる
- ※ 受講者相互の経験を交流する場も追求する
- ※ 「子ども理解と指導」に関する自己チェック表を大学が準備できればよいのでは

事項Ⅱ：子ども変化についての理解

細目エ：子どもの生活の変化を踏まえた適切な指導の在り方（f～j）

基本的な考え方

- ① 共通必修事項は、基本的なデータによる現状分析とし、時間は30分とする。
*実態に関するデータ：既存データの再分析。必要な調査の実施。
*分析は、公的なもの（文部科学省など）だけでなく、いくつかの見解を併記する。
- ② 選択事項は、基本データと地域特性を踏まえ、講習実施大学が独自に構想するものとする。時間は60分とする。
- ③ 子どもの生活の変化から課題設定するのではなく、学級経営の諸問題・子どもの変化の性格・教師の指導の在り方を関連させて分析、検討するものにする。
- ④ 「含めるべき内容・留意事項」に記されている、居場所、多様化、生活習慣の変化、キャリア教育の概念を明確にする（考え方の違いも含め提起する）。

共通必修事項（30分）

- ① 学力形成の現状分析（学力調査、PISA調査のデータ提示と多様な評価、意見を提示）。
- ② 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の提示と、それに対する多様な評価、意見の提示。
- ③ 生活諸能力および人間関係諸能力に関する調査データの提示と、それに対する多様な評価、意見の提示（調査がなければ調査を実施）。
- ④ 進路調査および労働市場調査のデータ提示と、それに対する多様な評価、意見の提示。

選択事項（60分）長崎大学の場合

1. 居場所としての学級および集団づくりの基礎（学習過程）
 - ・多元的多重的 Discourse を形成し社会的必要を喚起する授業づくり
絶対的自尊感情の形成 自己を拡大する他者—他者を拡大する自己の形成
【探求型教材—多元的多重的 Discourse—継続的学習（Situated Learning）】
2. 教育実践を構成する単位（ユニット）に即した指導メッセージ（適切な指導）
 - ・「ほめる・叱る」ユニット、45（50）分授業ユニット、トラブルユニット、学級生活課題ユニット
 - ・あなたメッセージとわたしメッセージの構造
あなたメッセージ（あなた—相対的自尊感情—人格—Win・Lose）
わたしメッセージ（わたし—絶対的自尊感情—行為—Win・Win）
【教師の指導メッセージ：主語形態・自尊感情・原因の帰属様式・ソーシャルスキル】
 - ・戦略的な指導としてのわたしたちメッセージ
3. その他（Capstone Program for Teacher）：実践の再構成（状況や環境の改善を含む）
児童生徒をどう呼ぶか。机の配置。好き嫌い。・・・

長崎大学 柳田泰典

事項Ⅱ：子どもの変化についての理解

細目エ：子どもの生活の変化を踏まえた適切な指導の在り方

1 コア 3 パート 8 セクション & アルファプログラム

時間設定：1 コア (10 分) 3 パート (10 分×3) 8 セクション (5 分×8)

- ・コアを「居場所づくりを意識した集団形成」に置き理論的な提起を行う。
- ・「カウンセリングマインドの必要性」「多様化に応じた学級づくりと学級担任の役割」「生活習慣の変化を踏まえた生活指導」は、コア理論を踏まえた実践的指導パートとする。
- ・コアに 10 分の基礎理論、パートに 10 分の基礎方法論を置くとともに、それぞれに、2 つのセクション (5 分×2) を設ける。
- ・1 コア 3 パート 8 セクションすべてを選択すると 80 分になる。
- ・1 コア 3 パート 8 セクションを選択的に実施するとともに、講師は独自にブラアルファを自由に付け加える。

1 コア 2 セクション < 「居場所づくりを意識した集団形成」 >

コア：居場所としての学級づくり、集団づくり (10 分)

- ・個人の尊重と対等な関係づくり
- ・児童生徒の意見表明と学級づくりへの参画

2 セクション (5 分×2)

- ・居場所づくりの基礎としてのわかる授業
- ・教師の学級指導メッセージ (あなたメッセージからわたしメッセージへ)

3 パート 6 セクション < 「カウンセリングマインドの必要性」「多様化に応じた学級づくりと学級担任の役割」「生活習慣の変化を踏まえた生活指導」 >

① カウンセリングマインドの必要性

パート1：共感と対話（アクティブリスニング）による指導（10分）

2セッション（5分×2）

- ・アサーショントレーニング
- ・コーチングメソッド

② 多様化に応じた学級づくりと学級担任の役割

パート2：自己肯定感・自尊感情を支える「ほめ方ー叱り方」（10分）

2セッション（5分×2）

- ・個に応じた評価（ポートフォリオ評価など）
- ・学級づくりにおける児童生徒の参画（学習・学級文化など）

③ 生活習慣の変化を踏まえた生徒指導

パート3：学級生活を支える根拠ある生徒指導（10分）

2セッション（5分×2）

- ・男女共同参画と生徒指導
- ・集団生活と規律づくり

長崎大学 柳田泰典

事項Ⅲ：教育政策の動向についての理解
細目オ：学習指導要領改訂等の動向

l 総則の趣旨の理解

- 1 教育基本法、学校教育法等の改定と学習指導要領改訂との関係
- 2 「総則」改訂の要点
 - 「生きる力」の理念を継承、それを支える「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視
 - 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを図る
 - 知的活動やコミュニケーションの基盤となる言語活動を充実
 - 授業時間数を増加（特に理数教育）
 - 伝統や文化、公共の精神に関する教育を充実
 - 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や体を育成する

m 意欲を喚起する学習指導

- 1 学力調査と学力問題、子どもの学力の実相
- 2 学力向上に向けた授業づくりにおけるさまざまな工夫
 - 子どもの将来の職業生活や自立を見据えた学習
 - 現実社会の複合的な諸問題（資源、人権、環境、少子高齢化、年金等）に関わる学習
 - 児童の興味関心、地域や学校の特色に応じた学習
 - 体験的、問題解決的な学習、特色ある指導
- 3 授業における子どもの学び
- 4 意欲を喚起する授業づくりのための授業研究

n 子どもの実態を踏まえた道徳・特別活動の指導

- 1 「子どもの権利条約」を基本とする道徳・特別活動の指導
- 2 新学習指導要領「道徳」改訂の要点
 - ・学習指導要領改訂と生きる力の関係についての理解
 - ・人間としての生き方の自覚を深められるような道徳の時間の工夫
 - ・心に響く道徳の時間の充実
 - ・総合的単元指導と学校・家庭・地域連携の在り方
- 3 新学習指導要領「特別活動」改訂の要点
 - ・体験活動の教育的意義
 - ・学校行事と関係諸機関との連携の在り方
 - ・学校行事を中心とした指導計画の編成・実施・評価の方法

o その他近年の状況を踏まえた内容

- 1 学習指導の国際的動向（リテラシー、コンピテンシー、PISA型人間力の育成）に逆行する日本の教育課程改革
- 2 教育課程改革による学校現場の疲弊
- 3 学校評議員制
- 4 地域運営学校
- 5 学校選択制
- 6 民間人校長の登用
- 7 教科横断的な学習改善の在り方
- 8 環境教育，キャリア教育，安全教育，食育，情報教育，ものづくりなど

事項Ⅲ：教育政策の動向についての理解
細目オ：学習指導要領改訂等の動向

1 2008年版学習指導要領における「総則」の理解（共通）

- ・学習指導要領における「総則」の位置
学校が編成する教育課程づくりの基礎
- ・2008（平成20）年版学習指導要領の「総則」の特質
教育基本法、学校教育法の改訂に伴う改訂点
国際的な学力調査結果からの改訂点
- ・1998（平成10）年版の「総則」との比較
（資料1）2008年版と1998年版の学習指導要領「総則」の比較表

2 戦後の学習指導要領の変遷（共通）

- ・学習指導要領の変遷—教科と時間数の変化
1947年版、51年版、58年版、68年版、77年版、89年版、98年版、2008年版
- ・「試案」から「告示」への変遷とその理由
1947年版・51年版の学習指導要領から1958年版以降の学習指導要領へ
- ・学習指導要領のカリキュラム構造の変化
1947～51年版「教科」「教科外」→1958～89年版「教科」「道徳」「特別活動」→
1998～08年版「教科」「道徳」「特別活動」「総合的な学習の時間」
*08年版—小学校「外国語活動」
（資料2）戦後学習指導要領の変遷の図表

3 意欲を喚起する学習指導の事例—社会科歴史授業の場合（各大学で事例選択）

＜滋賀大学の例＞

- ・小学校・中学校の歴史学習の目標、内容、方法
子どもに何のために歴史を学ばせるか—歴史を学ぶ意義がわかる授業
近代史の授業改革事例
ナショナリズムとインターナショナリズムを考える—国際主義
日本のデモクラシーのあゆみをつかむ—民主主義
- ・授業事例1「日清戦争と日露戦争」
近代の対外戦争から国際主義と国家主義を考える授業
- ・授業事例2「大正デモクラシー」
民主主義の発達史をとらえて政治参加と民主主義を考える授業
（資料3）指導プランと授業ビデオ

4 子どもの実態を踏まえた道徳、特別活動の指導（各大学で選択）

＜滋賀大学の例＞

(1) 道徳授業のあり方を考える

価値注入型道徳授業と価値探求型道徳授業

道徳授業の事例分析「手品師」論争

(2) 特別活動の指導—子どもの自治的活動、学校行事づくり（儀式的行事、校外活動—野外・宿泊行事）

5 「総合的な学習」（総合学習）の指導内容・方法（各大学で選択）

＜滋賀大学の例＞

- ・環境教育………水環境を中心のびわ湖学習の事例
- ・食育………伝統的な地域の食文化と教育の事例
- ・キャリア教育、安全教育、ものづくりなど

滋賀大学 木全 清博

事項Ⅲ：教育政策の動向についての理解

細目カ：その他教育改革の動向

1. 教育基本法の改正

1-1 法律の趣旨－教育の目的・目標

1) 教育基本法の条文

前文、第1条(教育の目的)、第2条(教育の目標)、第3条(生涯学習の理念)、第4条(教育の機会均等)

2) 関連する審議会答申・資料等

- ・中央教育審議会「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」(H15.3)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/030301.htm
- ・中央教育審議会「教育基本法の改正を受けて緊急に必要なとされる教育制度の改正について」(H19.3)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/07031215.htm

1-2 新設の条文

1) 教育基本法の条文

生涯学習の理念(第3条)、特別支援教育(第4条第2項)、義務教育(第5条第2項、第3項)、学校教育(第6条第2項)、大学(第7条)、私立学校(第8条)、教員(第9条－独立－旧法では第6条第2項)、家庭教育(第10条)、幼児期の教育(第11条)、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力(第13条)教育振興基本計画(第17条)

2) 関連する審議会答申・資料等

- ・http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/houan.htm (文部科学省 HP「教育基本法について」)

1-3 改正の背景

1) 関連する審議会答申・資料等

- ・教育改革国民会議「最終報告」(H12.12)
<http://www.kantei.go.jp/jp/kyouiku/houkoku/1222report.html>
- ・文部科学省「21世紀教育新生プラン」(H13.1)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/21plan/main_b2.htm (4. 教育振興基本計画と教育基本法)
- ・中央教育審議会「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」(H15.3)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/030301.htm

<参考文献>

- ・広田照幸『《愛国心のゆくえ》 教育基本法改正という問題』世織書房、2005年
- ・市川昭午編著『リーディングス 日本の教育と社会④ 教育基本法』日本図書センター、2006年
- ・渡部昭男『格差問題と「教育の機会均等」』日本標準、2006年
- ・清原正義、末富芳、本図愛実編著『教育基本法から見る日本の教育と制度』協同出版、2008年

2. 教育の機会均等

2-1 義務教育の質の確保－量(単線型教育制度)と質(教育内容・環境等)に関して

1) 関連する法律

- ・教育基本法第4条(教育の機会均等)、第5条(義務教育)、第6条(学校教育)、第9条(教員)、第16条(教育行政)、第17条(教育振興基本計画)
- ・学校教育法(学校全般)
 - －幼稚園からの体系的教育(第1条、第3章幼稚園)

- －義務教育の目標（第 21 条）
- －学校評価の実施（第 42 条）
- －保護者・地域への情報提供および連携（第 43 条）
- －体系的な学校組織の運営：副校長、主幹教諭、指導教諭の新設
（幼稚園・第 27 条、小学校・第 37 条、中学校・第 37 条準用、高等学校・第 60 条、
中等教育学校・第 69 条）
- －特殊教育から特別支援教育へ（第 8 章）

- ・ 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（教科書）
 - ・ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（学級編制）
 - ・ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（学校施設）
 - ・ 学校給食法（学校給食）（改正予定）
 - ・ 教育職員免許法（教員免許）
 - －免許更新制（第 9 条の 2、3、4）
 - －教育職員の範囲：主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭他（第 2 条）
 - －分限処分免職者の免許状失効（第 10 条）
 - ・ 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（教職員
給与・配置）
 - ・ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（教職員給与）
 - ・ 義務教育費国庫負担法（教職員給与・配置）
 - －補助率の変更：1/2 から 1/3 へ（第 2 条）
 - ・ 地方教育行政の組織と運営に関する法律（教育行政）
 - －事務管理・執行状況の評価の公表（第 27 条）
 - －学校運営協議会：コミュニティスクール設置可能（第 47 条の 5）
 - ・ 教育公務員特例法
 - －指導が不適切な教員の人事管理・免職等（第 25 条の 2、3）
 - ・ 小学校、中学校、高等学校設置基準（各学校の設置基準）
- （注：下線は近年重要な改正や追加・変更等が行われた法律。施行令、施行規則を含む）

2) 関連する審議会答申・資料等

- ・ 中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（S46.6）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/chuuou/toushin/710601.htm
- ・ 臨時教育審議会「最終答申」（S62.8）
（「教育改革の視点－個性重視の原則、生涯学習体系への移行、変化への対応（国際社会、情報社会）」・
「開かれた学校と管理・運営の確立」）
- ・ 中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」（H17.10）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05102601.htm
- ・ 特別支援教育を推進するための制度の在り方について（H17.12）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05120801.htm
- ・ 文部科学省『『義務教育諸学校における学校評価のガイドライン』策定』（H18.3）
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/03/06032817.htm
- ・ 文部科学省「指導が不適切な教員の人事管理システムのガイドライン」（H19.2）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/08022711.htm

- ・中央教育審議会「教育基本法の改正を受けて緊急に必要なとされる教育制度の改正について」(H19. 3)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/07031215.htm

2-2 個人の尊厳

1) 関連する法律・規約

- ・憲法(第3章 国民の権利と義務)
- ・教育基本法 前文、第1条(教育の目的)、第2条(教育の目標)、第3条(生涯学習の理念)
- ・学校教育法 各学校段階の目的・目標(第29、30条—小学校、第45、46条—中学校、第50、51条—高等学校)
- ・児童の権利に関する条約(H6.5)(国際連合にて発効1990年)
- ・経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(第13条教育への権利、第14条無償の初等義務教育の実施義務)
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(H12.12)
- ・児童虐待防止等に関する法律(H12.2)

2) 関連する審議会答申・資料等

- ・臨時教育審議会「最終答申」(S62.8)(「教育改革の視点—個性重視の原則」)
- ・中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について・第二次答申」(H9.6)
(第1章 一人一人の能力・適性に応じた教育の在り方)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/chuuou/toushin/970606.htm
- ・国際連合「人権教育のための世界計画」(H16.12)(第59回総会)
- ・各地方自治体子ども権利に関する条約(川崎市—H12.12、北海道奈井江町—H14.3、岐阜県多治見市—H15.9など)

<参考文献>

- ・久富善之編著『教員文化の日本の特性』多賀出版、2003年
- ・安田雪『働きたいのに…高校生就職難の社会構造』勁草書房、2003年
- ・田中昌人『日本の高学費をどうするか』新日本出版社、2005年
- ・白波瀬佐和子編『変化する社会の不平等 少子高齢化にひそむ格差』東京大学出版会、2006年
- ・小林美智子、松本伊智朗『子ども虐待 介入と支援のはざま—「ケアする社会」の構築に向けて』明石書店、2007年
- ・浅井春夫、松本伊智朗、湯浅直美『子どもの貧困 子ども時代の幸せと平等のために』明石書店、2008年

3. 教員の資質向上

3-1 研究と修養・研修の充実

1) 関連する法律・規約

- ・教育基本法第9条
- ・教育公務員特例法第21条～第25条(研修)、第26条～28条(大学院修学休業)
- ・地方公務員法第39条(研修)
- ・専門職大学院設置基準第26条～31条(教職大学院)
- ・教育職員免許法第9条の2、3、4(有効期間の更新及び延長—教員免許更新制)

2) 関連する審議会答申・資料等

- ・教育職員養成審議会答申「新たな時代に向けた教員養成の改善について・第一次答申」(H9.7)
http://211.120.54.153/b_menu/shingi/12/yousei/toushin/970703.htm
- ・教育職員養成審議会答申「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について・第二次答申」(H10.10)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/yousei/toushin/981001.htm

- ・教育職員養成審議会答申「養成と採用・研修との連携の円滑化について・第三次答申」(H11.12)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/yousei/toushin/991201.htm

- ・中央教育審議会答申「今後の教員免許制度の在り方について」(H14.2)

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t20020221001/t20020221001.html

- ・中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」(H17.10)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05102601.htm

- ・中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(H18.10)(教職大学院・免許更新制)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/06071910.htm

- ・中央教育審議会答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」(H19.3)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/07031215.htm

3-2 教員評価

1) 関連する法律・規約

- ・地方公務員法第40条(勤務成績の評定)
- ・学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(教職員給与の優遇措置)
- ・公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(教職員給与の優遇措置)
- ・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(教職員給与の在り方について)
- ・国家公務員制度改革基本法(H20.6)(能力と実績による人事評価の実施)

2) 関連する審議会答申・資料等

- ・教育改革国民会議「最終報告」(H12.12)
<http://www.kantei.go.jp/jp/kyouiku/houkoku/1222report.html>
- ・「公務員制度改革大綱」(H13.12)(閣議決定)
- ・中央教育審議会答申「今後の教員免許制度の在り方について」(H14.2)
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t20020221001/t20020221001.html
- ・経済財政運営諮問会議「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(教職員給与の優遇措置の縮減)
- ・平成17年度人事院勧告(H17.8)(給与構造の改革)
- ・中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」(H17.10)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05102601.htm
- ・文部科学省「義務教育の構造改革スケジュール」(H18.1)(教育改革のための重点行動計画)
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/01/06011801.htm
- ・中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(H18.10)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/06071910.htm
- ・中央教育審議会答申「今後の教員給与の在り方について」(H19.3)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/07062816.htm
- ・中央教育審議会答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」(H19.3)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/07031215.htm

北海道教育大学 杵淵 信

山形大学 渡邊誠一

宮城教育大学 本図愛実

事項Ⅳ：学校の内外における連携協力についての理解

細目キ：各種課題に対する組織的対応の在り方

●講習のねらい

- q. 学校組織の一員としてのマネジメント・マインドの形成
- r. 保護者・地域との連携
- s. その他、近年の状況を踏まえた内容
- t. 対人関係、日常的コミュニケーションの重要性

●講習の目標

- (1) 教育機関としての学校の役割をふまえ、学校内外の課題に対する組織的対応の必要性を理解する。
- (2) 学校改善のための事例を省察し、その組織的対応のあり方を見極める。
- (3) 課題解決のための協働的な組織開発の方法を構想する。

●講習の内容

1. 学校の協働的な組織開発の考え方を理解する（講義）

学校内外の環境変動において求められる学校の組織的課題を理解するとともに、教育機関としての学校に求められている役割をふまえ、その組織特性を踏まえたコミュニケーションを媒介とする協働化、組織開発の考え方を習得する。

2. 学校改善の事例を省察し、組織的対応のあり方を見極める（「地域の実情」に応じてそれぞれの自治体で、できるかぎり具体的な取り組みを題材にしながら検討していくように留意する。事例の採用は講師による選択とする。ただし「学校組織」「保護者・地域住民との連携」事例は必修とする。）

- 日本国憲法「教育を受ける権利」（第 26 条ほか）
- 教育基本法「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」（第 13 条ほか）「教育振興基本計画」（第 17 条ほか）
- 地教行法「教育機関」（第 30 条ほか）「学校運営協議会」（第 47 条の 5 ほか）
- 学校教育法「新しい職」（第 37 条ほか）「学校評価」（第 42 条ほか）
- 社会教育法「学校、家庭及び地域住民の連携」（第 3 条ほか）
- その他の教育法規
- 地方自治法「自治事務」（第 2 条ほか）

〔必修事例〕

(1) 教師を育てる学校現場づくり；児童・生徒、家庭をめぐる状況理解を踏まえ、それに応える学校組織、教師の在り方を考え、同僚性を高め、相互支援、協働による教育にあたる学校をつくる取り組み

- 近年の学校をめぐる状況
- 組織としての学校
- 同僚性の構築

(2) 保護者・地域社会との連携；児童・生徒、家庭、地域をめぐる状況理解を踏まえた、学校支援地域本部・学校運営協議会・学校評議員制・PTAなどの取り組み

- 学校支援地域本部の事例
- 学校運営協議会の事例
- PTAなどの取り組み事例
- 地域教育コーディネーターの役割

〔選択事例〕

(3) 学校改善のための学校評価：学校改善のための各種評価の取り組み

- 「自己評価」「学校関係者評価」ほか(学校教育法施行規則第66条、第67条ほか)
- 「学校評価ガイドライン(改訂)」など
- 自己評価、学校関係者の取り組み事例

(4) 児童福祉機関等との連携づくり：多面的な援助を必要としている児童・生徒に対する組織的な対応

- 多面的な援助を必要としている児童・生徒
- 児童福祉機関
- 連携事例

(5) ほか

3. 課題解決のための組織的対応のあり方について、事例を取り上げて集団的に討議する（グループ討議）

愛知教育大学 大村 恵
愛知教育大学 添田久美子
愛知教育大学 荒井 文昭

事項Ⅳ：学校の内外における連携協力についての理解

細目キ：各種課題に対する組織的対応の在り方

講習のねらい（チェックリスト）

- q. 学校組織の一員としてのマネジメント・マインドの形成
- r. 保護者・地域との連携
- s. その他、近年の状況を踏まえた内容
- t. 対人関係、日常的コミュニケーションの重要性

講習の到達目標（評価指標）

- ① 学校組織の特性を理解し、学校組織のマネジメント・マインドを認識する。
- ② 学校改善の事例をケースとして、それぞれのマネジメント上の課題と問題点を省察する。
- ③ 上記の事例から一つをとりあげ、勤務校の実態に応じた課題解決の方法を構想する。

講習の方法・内容

【講義】（20分）

1. 学校組織の特性を理解し、マネジメント・マインドをもつ

① 学校の組織特性を理解する

学校組織が官僚的組織と専門職的組織の二重の性格をもち、それが固有な職場風土を構成していることを理解する。

② 社会変動の中での学校と自己開発の必要性を意識する

学校組織が社会環境の変動の中で「不安定・激動期」にある中で、学校組織の一員として自己開発を求められていることを理解する。

③ 対人関係とミドルリーダーとしての役割を考える

学校組織内の人間関係の中でミドルリーダーとしてどのようなリーダー行動をとるべきかを認識する。

【ケーススタディ】（50分）

2. 学校改善のためのマネジメントの課題と問題点を省察する（事例の採用は講師による選択とする。）

事例1 学校ビジョン；学校ビジョンとは何か 目標・戦略の共有の価値と方法

教育目標をより効果性や実効性のある目標にする学校ビジョンの価値を考えた上で、学校ビジョン設定のポイントやその過程で求められる教育目標の数値目標（マニフェスト）化の課題と問題点を実践事例を対象として省察する。

事例2 学校経営計画；開発型学校経営計画（PDCA）の導入

近年、従来型の学校経営計画方式（PDS型）に代わる新しい学校経営計画方式として

その導入が求められている開発型学校経営計画の特性・機能・価値を考えた上で、その導入の課題や問題点を実践事例を対象として省察する。

事例 3 学校評価；学校評価の類型、外部評価導入の必要性、学校改善のための学校評価とは
自己評価/他者評価と内部評価/外部評価の基準で構成される学校評価の類型を理解した上で、近年求められている内部評価×他者評価としての児童・生徒の授業評価等や学校関係者評価さらに外部評価×他者評価としての第三者評価導入の課題や問題点を実践事例を対象として省察する。

事例 4 学校組織開発；個業体制から協働体制へ、人間関係論的アプローチ
学校の組織的な経営機能や教育機能の制約や停滞を、学校組織の特性（個業化した組織）の問題ととらえ、それを改善するための方法を省察する。そのため、近年その導入が進んでいる組織マネジメントの手法や新しい学校管理体制（副校長・総括教諭・指導教諭）を検証するとともに、学年会・教科部会等の中間組織における協働化による組織開発の課題や問題点を実践事例を対象として省察する。

事例 5 学校参加；「学校評議員制度」から「地域運営学校」へ
新しい学校経営の方法として期待される保護者や地域住民の学校参加の重要性を踏まえた上で、そのための制度の変化すなわち学校評議員制度（2000）と地域運営学校（2004）の相違とそれぞれの課題や問題点を実践事例を対象として省察する。

事例 6 保護者・地域社会との連携・協働； 保護者との関係性の再構築、保護者関係マネジメント
「開かれた学校づくり」を意味する学校と地域社会（学区）の連携・協働の重要性を踏まえた上で、「連携」と「協働」の相違やそれぞれの実践上の課題や問題点を実践事例を対象として省察する。

【討議】（20分）

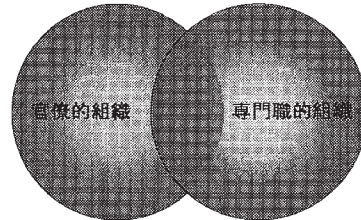
3. 学校改善の方法（事例）を討議する

受講者が上記の事例から一つを選択し、勤務校の実態に即して課題解決のための方法を集団的に討議する。

岐阜大学 篠原 清昭
岐阜大学 今井 恭博
愛媛大学 露口 健司
上越教育大学 末松 裕基

各種課題に対する組織的対応の在り方

学校組織の特性



学校組織の特徴

	私企業	自治体	学校
組織目標	利潤追求	住民へのサービス	子どもの成長・発達
組織活動	経済活動	給付活動	教育活動
組織結果	測定可能	測定可能	子どもの成長
組織の自律性	強	中	弱
成員の自律性	弱	中	強

(徳原1992より)

学校組織風土の特性

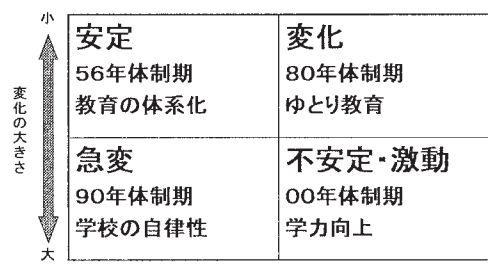
協力的風土	専門職的風土
<ul style="list-style-type: none"> • みんなが協力して頑張るので自分も意欲が持てる。 • 一人ひとりの意見や個性が大切にされている。 • 校務分掌に関して腹を割って議論ができる。 • 何か困ったときに同僚から支援を得る 	<ul style="list-style-type: none"> • 和を大切にするあまり自分の考えが言いにくい。 • プライベートな面では仲間意識はあるが校務分掌の仕事では議論はしない。 • 目立った行動や意見に注意すれば居心地がよい。 • 職員会議は一部の人の意見でまとまる。

(瀬上2003より)

ルーズカップリング(疎結合)の学校組織

- ルーズネスが柔軟性を生む
 - 階層構造がなだらか
 - 一般教師が管理職より高度な専門知識をもつ可能性がある。
 - 教師個人の個性が強い
- カプリングが安定性を生む
 - 校長・教頭によるマネジメント管理がある
 - 時間割と指導計画によるカリキュラム管理がある

学校を取り巻く組織 社会環境の変動パターン

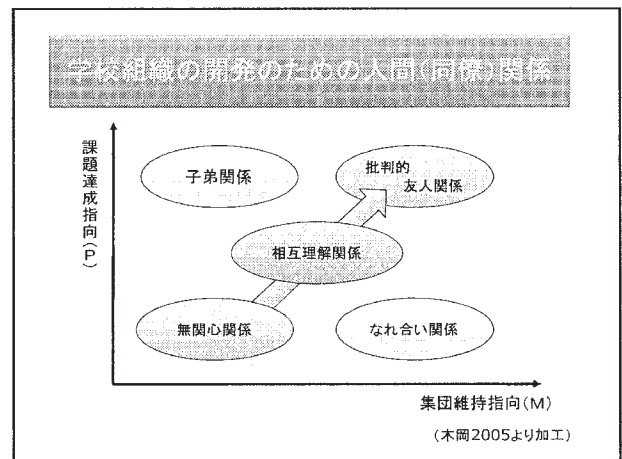


(古川1998より加工)

学校組織の中の自分

		自分自身が	
		知っている	知らない
校長・教頭や同僚が	知っている	A 開放された窓	B 盲目的窓
	知らない	C 隠された窓	D 未知の窓

(ジョハリの窓)



モデルリーダーのリーダーシップ行動

本意志向行動	人間志向行動	本気志向行動
<ul style="list-style-type: none"> 方針伝達 モデリング促進 課題の提示 緊張醸成 達成要求 	<ul style="list-style-type: none"> 配慮 信頼蓄積 新米教師の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 管理職との意識 ヨコの関係づくり アイデアを出す

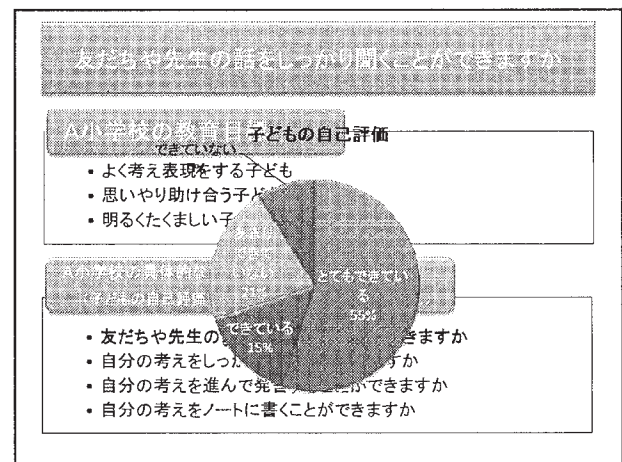
モデルリーダーのエンバフメント(自己効力感)

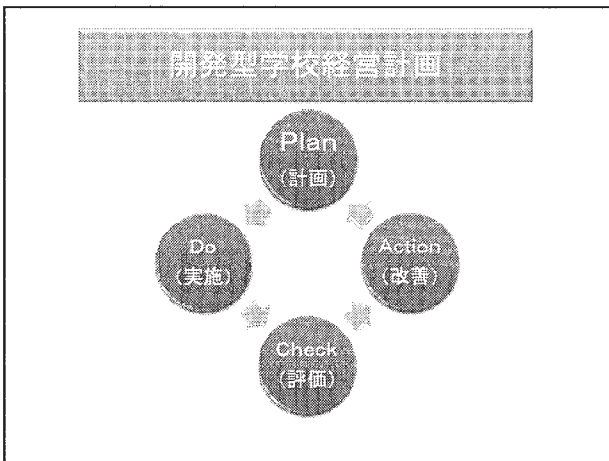
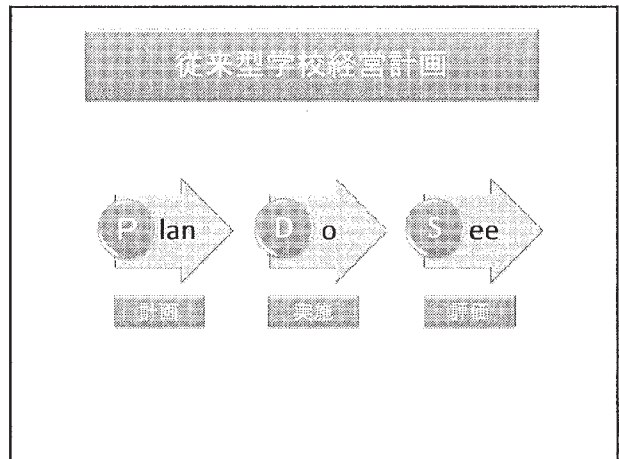
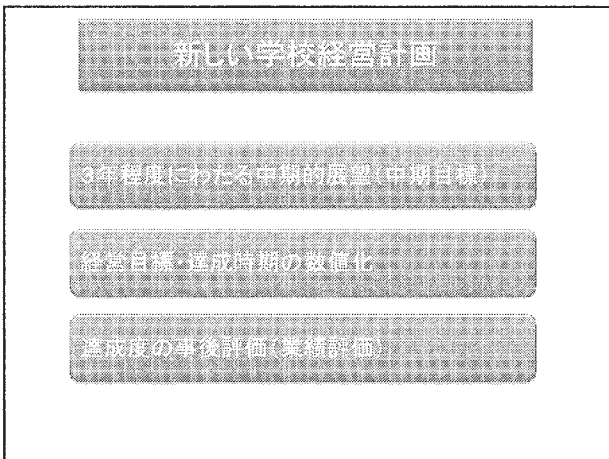
リスクにける勇氣 <ul style="list-style-type: none"> 自分が思っていることは支持を待つよりも進んで行う 同僚教師と激しく議論をする 管理職と激しく議論する
自己反省 <ul style="list-style-type: none"> 自分のミスと同僚教師や管理職に対して素直に認める 同僚教師や管理職の批判を受容する
自律性 <ul style="list-style-type: none"> 自分を信じている 自分の仕事に満足感を持つ

(Wilson1993より)

モデルリーダーの役割

学年・学年の調整 <ul style="list-style-type: none"> 学年会、教科部会、各種委員会における協働関係をつくる
同僚のサポート <ul style="list-style-type: none"> 管理職と教師集団を結びつける
教科部会でのモデルとなる実践の提供
学年・学年上の実践の創成





学校評価の類型(タイプ)

	内部評価	外部評価
自己評価	従来型の自校評価	(教委の学校評価)
他者評価	開発型の自校評価 ・児童生徒の授業評価 ・同僚教師の評価 ・教師の学校経営評価	・保護者の学校評価 ・学区住民の評価 ・第三者評価

学校評価のマトリクス構造

評価主体 \ 評価客体	校長	教師	児童・生徒
校長	リーダーシップの自己評価	教員人事考課(制度)	教育評価
教師	リーダーシップの他者評価	自己評価 同僚評価	教育評価
児童・生徒	「学校が楽しい」 「学校が好きだ」	授業評価	自己評価 (児童生徒、家庭の子ども)

学校評価の結果データをどう読むか

A小学校が好きだ (回答者: 児童)

A. よくあてはまる	B. ややあてはまる	C. あまりあてはまらない	D. 全くあてはまらない	E. 無効
181	178	66	11	2
41.3%	40.6%	15.1%	2.5%	0.5%

不登校予備軍
全国小学生不登校児数 23,310人 (0.32%)

A小学校は楽しい (回答者: 児童)

A. よくあてはまる	B. ややあてはまる	C. あまりあてはまらない	D. 全くあてはまらない	E. 無効
192	173	60	12	1
43.8%	39.5%	13.7%	2.7%	0.2%

学校評価の結果データをどう読むか(2)

日中学校に通うことが楽しい (回答者: 生徒)

A. よくあてはまる	B. ややあてはまる	C. あまりあてはまらない	D. 全くあてはまらない	E. 無効
189	122	48	12	0
50.9%	32.9%	12.9%	3.2%	0.0%

不登校
予備軍

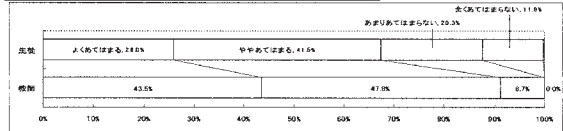
全国中学生不登校生徒数
138,722人 (2.73%, 38人に1人)

学校評価の結果データをどう読むか(3)

「わかる」「楽しい」授業をするために努力している (回答者: 教師)

A. よくあてはまる	B. ややあてはまる	C. あまりあてはまらない	D. 全くあてはまらない	E. 無効
10	11	2	0	0
43.5%	47.8%	8.7%	0.0%	0.0%

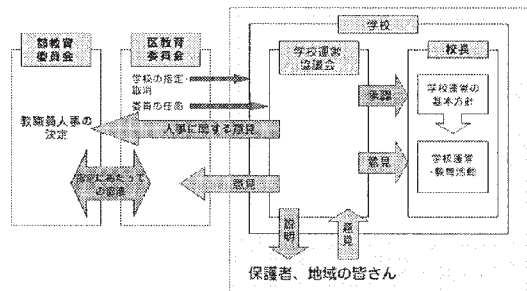
生徒: 楽しく分かりやすい授業である
教師: 楽しく分かりやすい授業である



学校評議員制度と学校運営協議会制度の相違

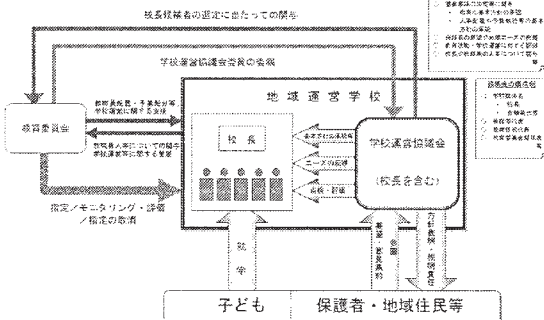
	学校評議員制度	学校運営協議会
目的	校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べる	校長及び教育委員会が行う学校運営や教職員人事に一定の権限により関与する
性格	校長の諮問委員	学校運営に権限をもち関与する合議制機関
役割	校長の求めに応じ、個人として意見を述べ (学校運営に関して何らかの拘束力や制約のある決定はしない)	校長及び教育委員会が行う学校運営や教職員人事に権限をもち、関与する (校長が作成する学校経営の基本的方針を承認する) (当該学校の教職員の採用その他人事について意見を述べる)

地域運営学校のシステム



(文科省HPより)

地域運営学校の基本的な仕組み (イメージ図)



(文科省HPより)

予備資料

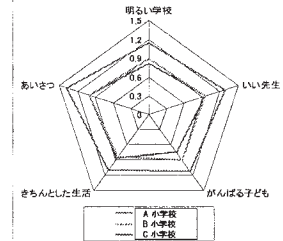
学校評価のマトリックス構造

	内部評価	外部評価
自己評価	クローズドな 自校評価	行政評価(教委) サービス評価(保護者)
他者評価	オープンな 自校評価	第三者評価 (地域住民・専門家)

学校評価の結果データをどう読むか(4)

-生徒・児童-

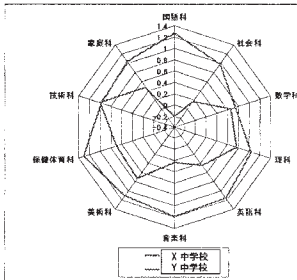
	明るい学校	いい先生	がんばる子ども	きちんとした生活	あいさつ
A小学校	0.8	0.9	0.7	0.9	1.0
B小学校	0.9	0.9	0.9	0.8	1.0
C小学校	1.1	1.3	1.1	1.1	1.4



学校評価の結果データをどう読むか(5)

各教科の授業は、楽しく分かりやすい

	X中学校	Y中学校
国語科	-0.21	1.27
社会科	0.16	0.98
数学科	0.66	0.75
理科	0.76	1.04
英語科	0.45	1.15
音楽科	0.24	1.19
美術科	0.74	1.10
保健体育科	0.68	1.30
技術科	1.00	0.98
家庭科	0.47	1.04



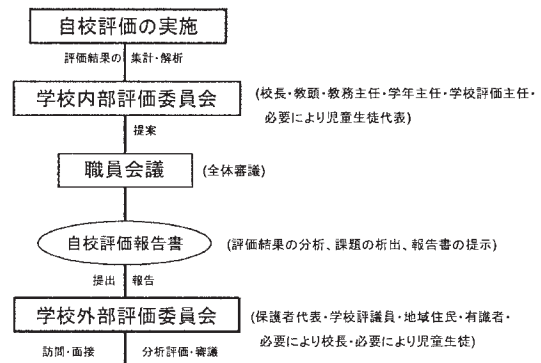
ミドルマネジメントの考え方

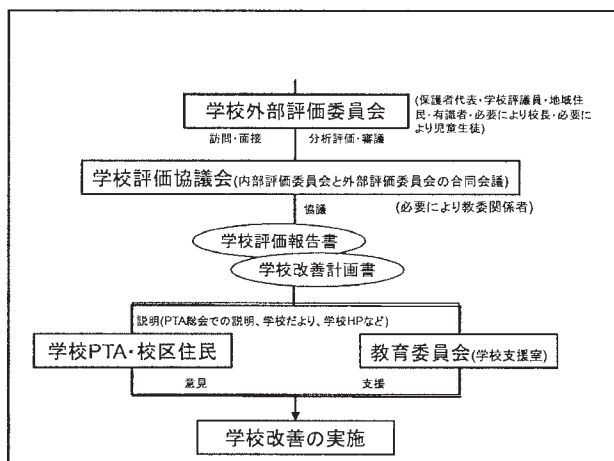
- ◇ 中核教師を選出し、プロジェクトチームを立ち上げる。管理職や主任で固めない。
- ◇ 若い教師を積極的に登用する。
- ◇ 教育効果面での評価は、子どもが学習してきた過程、教師による組み立てや支援などと野関連も検証。
- ◇ プロセス面の評価では評価観点を明らかにして教師の自己評価や実践ポートフォリオを分析していく。

学校の組織開発の方法

- 学校の組織的な協同活動のために企業の経営論を応用
- 学校組織は・・・
プロセスの評価が曖昧で、甘くなりやすい
活動を促進しにくく、組織文化が維持されにくい
- 組織的知識創造の理論 野中・竹内(1995)を応用
共同化: 個人が持つ経験知を組織として分かち合う
表出化: 経験知を他人に理解できるようにする
連結化: 組織として共有すべき有用なものを共有知にする
内面化: 体系化された知識・技能を活用していくことで個人の経験の中に組み込んでいく

学校評価システムを構築する-フローチャート-





事項Ⅳ：学校内外における連携協力についての理解

細目ク：学校における危機管理上の課題

学校における危機管理上の課題（細目記号：ク）			
U：校内外の安全確保に関する内容			
項目	内容	備考	取扱
1. 教育と安全 教育活動は、ときとして指導や強制を伴うが、これが適切な範囲を超えて過度な苦痛を強いることがあってはならないし、挑戦や試みといった点でも危険と隣り合わせである。また、児童・生徒だけでなく、教職員の職務上の安全も求められていることを理解する。			
教育と暴力	ハラスメント（言葉の暴力、いじめ） 体罰 公権力の行使、損害賠償責任		
労働安全衛生	バーンアウト（燃え尽き症候群）等心の病、 メンタルヘルス、公務災害補償 安全衛生面からみた学習環境、職場環境 （VDT 症候群対策など新たな問題も含む）		
心身の健康をサポートする諸機関 （教職員、児童・生徒）	命のダイヤル、SOS ミニレター、チャイルド ライン		
2. 学校内における安全確保 学校内における教育的な諸活動ならびに職務遂行の具体に即し、様々に安全が問われる場面を振り返り、安全が確保されるための視野と方略について理解する。			
いじめ、校内暴力	兆候の見出し方と発見時の指導 いじめ ・犯罪の存在を確認（脅迫、恐喝、暴行、 傷害等） 校内暴力 ・犯罪事実の把握と確認（証拠の保存） ・被害届の確認		
実験・実習に関わる事項 （理科、体育、技・家など）	実験・実習器具、工具、用具の整備点検 実験・実習室等の環境整備 使用薬品の管理および廃棄 毒物、劇物および危険物の保管 予備実験の実施 安全点検マニュアルやチェックリストの整備 安全指導		
運動具や遊具の安全管理	安全指導上の配慮点 遊具やプールの安全管理指針 安全点検マニュアルやチェックリストの整備		
災害時の対策と訓練 （火災、風水害、地震）	避難方法と経路、訓練の実際（事例） 危機管理マニュアル 防災学習		

不審者の侵入，暴力への対策	大阪教育大学附属池田小学校の例 不審者侵入対策 ・危機管理体制の確認 ・心構え～子どもの安全確保，訓練の実施 ・施設の安全管理～門扉の施錠，警備員の配置，防犯機器と活用方法，看板，受付の明示 ・不審者の早期発見～観察，声かけ ・不審者への対応～職員間の連絡，子どもの避難誘導，警察への通報，サスマタの活用方法		
緊急時の対応法	緊急時対応マニュアル作成の基本 事例別緊急連絡体制，校内分掌（事例） AED など救急救命法		
警察等，教育委員会，地域，保護者との連携	連携の取り方 ○警察等，関係機関との連携 ・窓口の把握と対応要領（生活安全，刑事，交通） ・緊急通報システムの理解 ・少年安全サポーターとの連携 ○教育委員会，地域，保護者との連携 ・緊急連絡網，連携体制の作り方（事例） ・安全ボランティア（スクールガード） ・連絡会議の設定		
汚染，食品 食中毒，感染症対策	給食の安全確保，大気汚染，紫外線 感染症		
有事の事後対策	心のケア（専門家チームとの連携協力） 報道，メディア対策（事例）		
3. 学校外における安全確保 学校の登下校，学校行事や「総合的な学習の時間」「生活科」等，学校外での教育活動が行われる場面を確認し，学校ならびに教職員が対応可能な方略について理解を深める。			
通学路の安全 ・交通事故防止 ・不審者対策	通学路の安全点検，安全マップの作成と扱い ○交通事故防止 ・交通安全学習 ・自転車の安全利用と教育 ○不審者対策 ・声かけマップ（県警ホームページ等）の活用 ・「子ども 110 番の家」の把握		

	・児童等に対する危険予測学習（不審者への対応）		
校外における教育活動での安全確保	部活動等における対外試合や交流大会 修学旅行，宿泊訓練，総合的な学習，生活科など		
地域・保護者との連携	緊急連絡網作成，連携体制の作り方（事例） 安全ボランティア（スクールガード等） ・関係機関のボランティアの把握 ・連絡会議の設定 ・情報発信のあり方		

V：情報セキュリティなど近年の状況を踏まえた内容			
項目	内容	備考	取扱
1. 「情報化社会」における利便と危険 インターネットや携帯電話をはじめとする情報化社会に潜む危険から児童・生徒を守るための考え方と方略について具体的に理解する。			
「有害情報」と学校の役割 インターネットの利用と安全	○有害情報対策（ポルノ，自殺，犯罪），学校裏サイト（ネットでのイジメ） ○携帯電話等のトラブル（料金等），プロフ，ブログ ○携帯依存症に陥る経緯と対策 ○犯罪の存在を確認（脅迫，名誉棄損，わいせつ，児童ポルノ等）		
情報機器を用いた犯罪被害と対策（性犯罪被害の防止と教育）	テレクラ，援助交際，出会い系サイト ○出会い系サイトおよびSNSの仕組み理解 ○犯罪被害の事例 ○保護者対策の必要性		
メディア・リテラシー教育	なりすまし，チェーンメール		
2. 情報セキュリティ 「個人情報保護」をはじめとする情報の保護・管理について，その考え方と具体的な運用について理解する。			
個人情報の保護と利用	考え方，対策（資料やデータの持ち出し） 法規とHow To，事例やQ&A，教育上の課題		
情報管理	情報管理モラル，ファイル交換ソフトの問題点 情報セキュリティ教育（教職員向け，児童・生徒向け）		
3. その他 著作権等，その他必要な事項			
著作権対策（知財）	著作権の考え方と実際		

	ホームページのトラブル		
学校クレーマー等への対策	モンスターペアレント，クレーマー的近隣住民，苦情電話等への対応法		
すぐに始められる安全対策			

※取扱欄には，基本的に全講習において取り扱うべき内容と地域等の事情により選択的に扱うものとの区別を行う。

京都教育大学 榊原禎宏
山口大学 岡村吉永

カリキュラムおよび資料集等の構成案

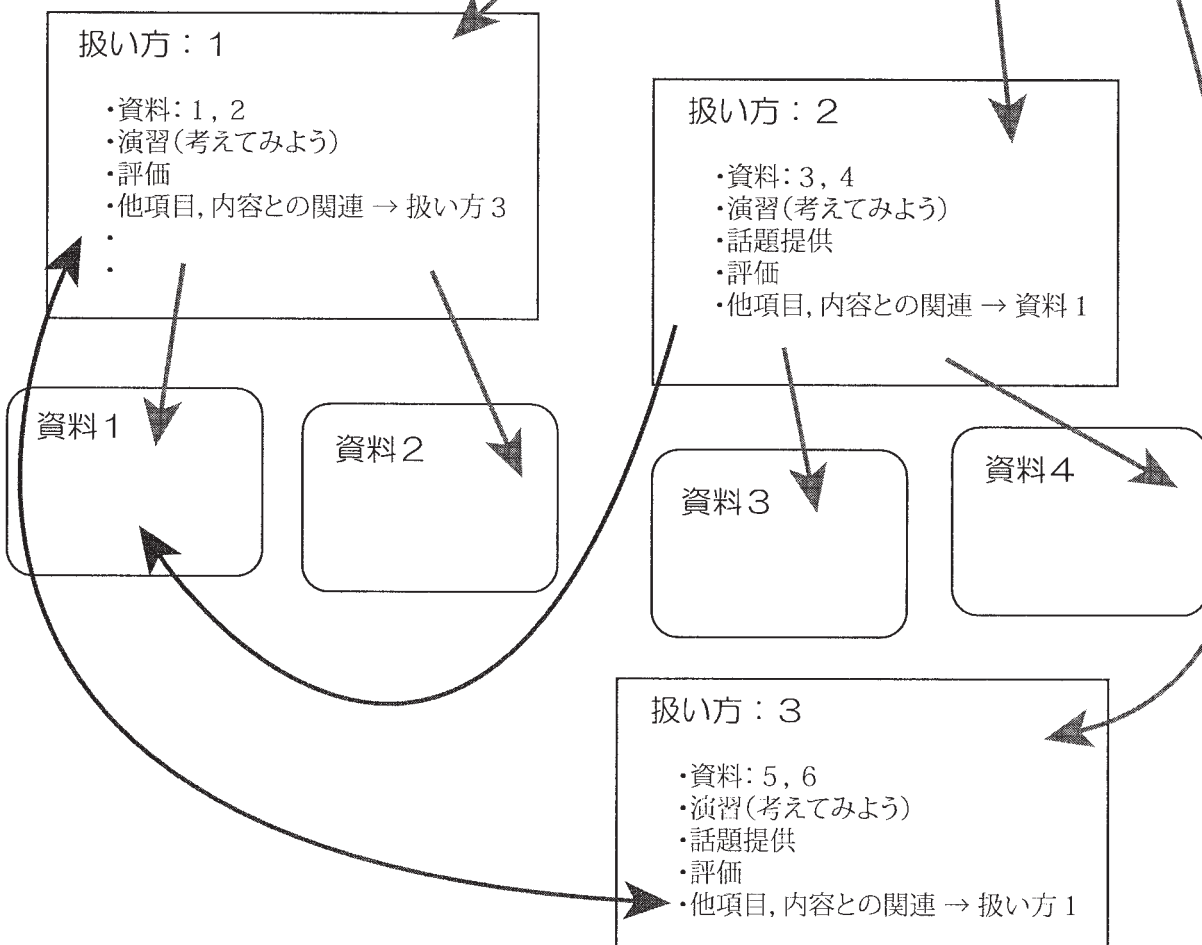
例えば、必修:A, 地域の実情等により選択:B, 選択:C

カリキュラム構成

学校における危機管理上の課題 (細目記号: ク)			
U. 校内外の安全確保に関する内容			
項目	内容	備考	取扱
1. 教育と安全 教育活動は、ときとして指導や強制を伴うが、これが適切な範囲を超えて過度な苦痛を強いることがあってはならないし、挑戦や試みといった点でも危険と隣り合わせである。また、児童・生徒だけでなく、教職員の職務上の安全も求められていることを理解する。			
教育と暴力	ハラスメント 体罰	扱い方: 1 扱い方: 2, 3	A
労働安全衛生	バーンアウト等心の病 安全衛生面からみた学習環境, 職場環境 (VDT 症候群対策など新たな問題も含む)	扱い方: 4 資料: 6	B
心身の健康をサポートする諸機関	命のダイヤル, SOS ミニレコー, チャイルド		

※内容欄は、扱う内容を短い語句(キーワード)で列記し、備考欄で、その扱い方や講習の方法、評価基準、関連資料などに関わる資料集インデックスを示す。

資料集



ハラスメント：harassment、苦しめること、困らせること。

論点：「教える」と「学ぶ」ことが一致している場合にはこれが生じないが、学ぶ動機が乏しい場合など、より強く教えようとした場合にこの問題が生じうる。「嫌がっても大切と思うことは教える」のは、教えられる側の合意や了解があればハラスメントとならないが、そうでない状況では危険なことでもある。この他、教育的関係ゆえに強い愛憎が生まれる場合もあり、教育する側のメタ認知とセルフマネジメントがより求められる。

扱い方：新聞報道等されるケースに限らず、教育という営みの中に相手の意に反しても行うという暴力的な側面があることを確かめ、これからの教職生活についてこの難問にどのように向かうかについて考える機会とする。

資料：安富歩・本條晴一郎『ハラスメントは連鎖するー「しつけ」「教育」という呪縛』光文社新書、2007

体罰：

論点：学校教育法第11条には、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」とあるが、懲戒と体罰の区分は必ずしも明確ではない。ハラスメントと同様、「教育熱心のあまりに」起こりうる事態を想定する必要があるだろう。

資料：「伊吹文明文部科学大臣は、2日、学校での体罰の範囲や出席停止の適用などについて、来週にも、全国の教育委員会などに通知を出すことを明らかにした。旧文部省時代を通して、文部科学省が体罰の解釈について通知を出すのは初めて。ただ、体罰の政府の解釈そのものは変わらない。政府の教育再生会議が第1次報告で、終戦直後に出された通知を見直すように求めたことを受けた。今回の通知では、学校教育法が禁じている体罰の解釈は変えない。ただし、①生徒を放課後居残りさせたり、授業中に起立させたりするなどの行為は『肉体的苦痛が伴わない限り、体罰ではない』②授業を妨害した生徒の携帯電話を預かる事は許される③教師が生徒の頭を数回軽くたたいたことが「体罰ではない」と認められた裁判例があるーなど具体例を明記する」(2007.2.3、朝日新聞)

資料：体罰を事由とする懲戒処分は、毎年100件以上を数える（文部科学省「教育職員に係わる懲戒処分等の状況について」）

扱い方：体罰問題を通り一遍ではなく、教育愛や教育の熱意に関わらせて受講者間で意見交換することで、教育の暴力的側面が浮かび上がってくるのではないだろうか。

バーンアウト：burnout syndrome、燃え尽き症候群。

資料：田尾雅夫・久保真人『バーンアウトの理論と実際』誠信書房、1996、によると、(1) 消耗感または疲労、(2) 人と距離を置く姿勢、(3) 個人的達成感の後退、を特徴にする。対人サービス労働ゆえに生じるとも言われており、職場の人間関係やコーピング(coping、ストレス反応を低減することを目的とした、絶えず変化していく認知的または行動的努力のプロセス、『心理学事典』有斐閣、1999)のあり方が問われる。

労働安全衛生：

論点：職場における労働者の安全及び健康の確保は、学校においても例外でなく、被教育者・学習者である児童・生徒の環境とも連動して、重視されるべき事項である。厚生労働省所管の独立行政法人、労働安全衛生総合研究所の重点研究分野の一つに、過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究として「長時間労働、交代制勤務等が健康に及ぼす影響及び職場環境や作業条件が労働者のメンタルヘルスに及ぼす影響について分析し、その予防に資する研究」が挙げられているが、学校という事業所でも、教職員の労働環境とその結果についての研究と改善が求められている。

考えてみよう：労働環境として学校を捉え返してみると、どのような問題や課題に気づくだろうか。またそれらはいかにすれば改善・解決できるだろうか。

VDT症候群：VDT(Visual Display Terminal)すなわち、コンピュータ、ワープロ、テレビゲームなどの表示機器を長時間用いることにより、身体と心に支障を生じさせること。テクノストレス眼症とも言う。画面を凝視することによる視覚系症状としてドライアイの他、同一姿勢をとり続けることによる骨格筋系症状として腕、肩、首などの痛み、あるいは精神神経系症状として睡眠障害などが起こりうることが指摘されている。

考えてみよう：「忙しさ」「慌ただしさ」とVDT利用との関係はあるだろうか。ふだん学校でどのくらいパソコンの画面に向かっているだろうか。また、このことにより、以前はできたのに現在できなくなっていることはあるだろうか、振り返ってみよう。

資料：油布佐和子「情報化社会の教師」同編『転換期の教師』放送大学教育振興会、2007

チャイルドライン：家族、地域、友だち、ごくごく身近な人たちと上手くつながることが難しい今の子どもたちの環境に、声だけでつながる、ほんのちょっとした居場所を、ということから始まった子どもの声を受けとめる電話。1970年代頃より欧米、東欧、アジアなど70数カ国80数カ所で実施されている。日本では1998年にせたがやチャイルドラインが実施され、日本全国に拡大。2006年

12月現在 34 都道府県 63（常設 32 都道府県 57 団体 スポット開設 5 道府県 6 団体）団体で実施（NPO 法人チャイルドライン支援センター HP http://www.childline.or.jp/about_cl.html、より）。

扱い方：講習会場の都道府県にチャイルドラインがある場合、HP 等にアクセスして、どんな電話が子どもたちからかかっているのかを紹介、これらをどのように受け止めるか、について話し合う。

[この項目は、u と v に跨るかと思えます]

いじめ：

相談窓口の例

全国統一の「24 時間いじめ相談ダイヤル」

法務局・地方法務局「子どもの人権 110 番」

各都道府県警察本部少年サポートセンターの少年相談窓口

全国の児童相談所の相談窓口

日本いのちの電話連盟

チャイルドライン児童相談所

ネットいじめ：cyber-bullying パソコンや携帯電話などを用いてインターネット上でいじめを行うこと。匿名性が高く、誹謗中傷などが世界中へ広がる可能性のある点で特徴的である。

学校裏サイト：

資料

文部科学省「青少年が利用する学校非公式サイトに関する調査報告書」（2008. 3）

「インターネット機能付きのケータイを子どもに持たせているのは日本だけ」（下田博次、群馬大学大学院 社会情報学研究科 教授）との指摘

教育再生会議「これまでの審議のまとめ—第一次報告—」2008. 5. 26 (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku_kondan/matome.pdf)

「子供を有害情報から守る

○携帯電話利用についての教育を推進し、必要のない限り小中学生が携帯電話を持つことがないように、保護者、学校はじめ関係者が協力する

○小中学生が持つ場合には、通話機能等に限定したものが利用されることを推進する。機能を限定した携帯電話の開発と普及に携帯電話事業者も協力する

○小中学生の携帯電話のフィルタリングの在り方について、今後更に検討する」

理科の実験をめぐる問題

「小学校で実験中、塩化水素が漏れ出す…児童 8 人軽症

23日午前11時20分ごろ、名古屋市千種区見附町、市立見付小学校（高桑恵一校長、児童数370人）の理科室で、6年生の児童が酸素の濃度を調べる実験をしていたところ、器具の接続を誤り、塩化水素が漏れ出した。

近くにいた児童8人がのどの痛みやせきなどの異常を訴え、病院で治療を受けたが、いずれも軽症で間もなく帰宅した。

市教委の発表によると、当時、27人の児童がびんの中でろうそくを燃やした場合、酸素濃度がどう変化するかを「酸素検知管」で実験していた。検知管は温度計のような細いガラス管で、酸素濃度測定の際に塩化水素が発生する。

本来なら、塩化水素は検知管内にある除去剤で取り除かれるが、誤って検知管を逆に取り付けたため、そのまま漏れだしたという。愛知県警千種署も詳しい原因を調べている。」（2008.5.23 読売新聞）

避難訓練

「おはしも」（押さない・走らない・喋らない・戻らない）

資料例：「学校における安全管理の手引—児童等の大切な生命を守るために—」（長崎県教育委員会、2005.6）

扱い方：講習会場の都道府県や市町村の手引きがあれば、一部を用いて、学校の実際からその意義と課題について考える。

学校安全ボランティア（スクールガード）：

「学校安全ボランティアの腕章やウインドブレーカーを着用し、児童生徒の交通誘導をはじめ、毎日の散歩時間や買い物へ行く時間等を登下校の時間帯に合わせるなど、通学路や学区域での子どもたちの見守りやパトロール活動など学校と連絡をとりながら行っていただきます。

それぞれの方が、「できることを」「できるときに」「できる範囲で」行っていただきます。無理をする必要はありません。

ご協力いただける方は、お近くの市立小・中学校に直接お申し出ください。

なお、ボランティアの登録とともに「ボランティア保険」を掛けさせていただきます。」（東京都八王子市）のように、地域の住民の力を得て子どもが事故や犯罪に遭うことを防ごうとする活動。学校支援ボランティアの一部と捉えることもできる。

考えてみよう：勤務校に関わる学校安全ボランティアはいるだろうか。またその意義と課題についてどのように考えるだろうか。

地域安全マップ

犯罪が起りやすい場所を表示した地図を自分たちで作成（立正大学教授、小宮信夫氏による開発）

救命救急：

心電図を解析し除細動（電気ショック）が必要な不整脈を判断する AED（Automated External Defibrillator）への理解とその使い方

学校給食：

文部科学省「学校給食における食品の安全確保について」2008. 2. 20

民間委託のメリットと問題

進め方：食の安全という点から見て、勤務校の給食の状況をどのように捉えるか、についてたずねてみる。

モンスターペアレント：

ヘリコプターペアレント（Helicopter parent）

東京海上日動「教職員賠償責任保険」

論点：学校は誰に責任を負うべきか、利害関係者(stake-holder)

「ただ乗り問題（free-rider problem）」

文献：小野田正利『悲鳴をあげる学校—親の“イチャモン”から“結びあい”へ』旬報社、2006

著作権法：

第三十五条（学校その他の教育機関における複製等）

個人情報保護：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(2003)

各地方公共団体の個人情報保護条例

資料：

『事例解説 事典 学校の危機管理』教育出版、2006

小山健蔵ほか（大阪教育大学）『教師のための学校安全』（学習研究社、2008）

日本教育大学協会免許状更新講習に関するプロジェクト委員名簿

合計 20名

地区会名	氏 名	所 属 ・ 職 名
北海道地区	杵淵 信	北海道教育大学札幌校教授
東北地区	本岡 愛実	宮城教育大学教育学部准教授
	渡邊 誠一	山形大学教職研究総合センター教授
関東地区	斎藤 享治	埼玉大学教育学部教授
	伊藤 友彦	東京学芸大学教授
北陸地区	米田 猛	富山大学人間発達科学部教授
東海地区	篠原 清昭	岐阜大学教育学部教授
	大村 恵	愛知教育大学教授
近畿地区	木全 清博	滋賀大学教育学部教授
	榊原 禎宏	京都教育大学教授
	島 善信	大阪教育大学教授
	藤田 正	奈良教育大学教授
中国地区	岡村 吉永	山口大学教育学部
四国地区	有馬 道久	香川大学教育学部教授
九州地区	原 卓哉	福岡教育大学教授
	北村 右一	長崎大学教育学部教授
会長委嘱	塚野 弘明	岩手大学教育学部附属教育実践総合センター教授
会長委嘱	山崎 準二	東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター教授
会長委嘱	梅澤 収	静岡大学教育学部教授
会長委嘱	腰越 滋	東京学芸大学准教授

教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項(担当大学一覧)

事項	細目	記号	含めべき内容・留意事項	細目記号	細目担当大学		
教職についての省察	学校を巡る状況変化	a	客観的・具体的材料(各種報道・世論調査・統計等)の適切な利用	ア	東京学芸大学 福岡教育大学		
	専門職たる教員の役割	b	子ども観、教育観等についての省察	イ	埼玉大学 香川大学		
	子どもの発達に関する課題	c	教育的愛情、倫理観、遵法精神その他教員に対する社会的要請の強い事例	ウ	東京学芸大学 奈良教育大学		
	子どもの変化についての理解		d	子どもの発達に関する、脳科学、心理学等の最新知見に基づく内容			
			e	特別支援教育に関する新たな課題(LD、ADHD等)			
		f	居場所づくりを意識した集団形成				
		g	多様化に応じた学級づくりと学級担任の役割				
教育政策の動向についての理解	学習指導要領改訂等の動向 その他教育改革の動向 各種課題に対する組織的対応の在り方 学校における危機管理上の課題	h	生活習慣の変化を踏まえた生徒指導	エ	大阪教育大学 長崎大学		
		i	社会的・経済的環境の変化に応じたキャリア教育				
		j	その他の課題				
		k	カウセリングマインドの必要性				
		l	総則の趣旨の理解	オ	富山大学 滋賀大学		
		m	意欲を喚起する学習指導				
		n	子どもの実態を踏まえた道徳・特別活動の指導				
		o	その他近年の状況を踏まえた内容				
		p	法令改正、国の審議会の状況等	カ	北海道教育大学 山形大学 宮城教育大学		
		学校の内外における連携協力についての理解	学校組織の一員としてのマネジメント・マインドの形成	q	学校組織の一員としてのマネジメント・マインドの形成	キ	愛知教育大学 岐阜大学
			保護者・地域社会との連携	r	保護者・地域社会との連携		
その他近年の状況を踏まえた内容	s		その他近年の状況を踏まえた内容				
対人関係、日常的コミュニケーションの重要性	t		対人関係、日常的コミュニケーションの重要性				
校内外の安全確保に関する内容	u		校内外の安全確保に関する内容				
情報セキュリティなど近年の状況を踏まえた内容	v	情報セキュリティなど近年の状況を踏まえた内容	ク	京都教育大学 山口大学			

講習内容に関する各種基準

開設認定基準		修了認定基準	
事項	細目	留意事項	到達目標
1. 教職についての省察並びに子どもの変容政策の動向及び学校内外における連携協力に関する事項(12時間以上)	学校を巡る状況変化	● 各種報道、世論調査、統計など客観的・具体的な材料を適切に用いること。 ● 教育的愛情、倫理観、道法精神など、教員に対する社会の要請の強い事柄には特に留意すること。	● 学校を巡る近年の様々な状況変化について、客観的に理解している。 ● 教員に国民が何を期待しているか、理解している。
	専門職たる教員の役割	● 各自の教職生活を振り返る機会を与え、教育観等について省察させること。	● 子どもの発達に関する最新の科学的知見の概要を理解している。
2. 教科指導、生徒指導その他の教育の充実に関する事項(18時間以上)	子どもの発達に関する課題	● LD、ADHDはじめ特別支援教育に関する新たな課題については、必ず扱うこと。	● LD、ADHDはじめ特別支援教育に関するものも含め、子どもの発達に関する最新の科学的な課題を理解し、説明できる。
	子どもの生活の変化を踏まえた適切な指導の在り方	● 居場所づくりを意識した集団形成、多様化に応じた学級づくりと学級担任の役割、生活習慣の変化を踏まえた生徒指導、社会的・経済的環境の変化に応じたキャリア教育などの課題について、具体的に扱うこと。 ● カウンセリング・マインドの必要性にも留意すること。	● 子どもも生活の変化を踏まえた指導の在り方を理解している。
③教育政策の動向についての理解	学習指導要領の改訂の動向	● 総則の趣旨を理解させる内容を適切に扱うこと。 ● 意図を喚起する学習指導、子どもの姿態を踏まえた内容に適切に扱うこと。	● 学習指導要領の改訂の動向等について理解している。
	その他教育改革の動向	● 法令改正、国の審議会の状況等について、適切に取り扱うこと。	● 教育改革の動向の概要を理解している。
④学校内外における連携協力についての理解	各種課題に対する組織的対応の在り方	● 学校組織の一員としてのマネジメント・マインドの形成、保護者・地域社会との連携など、近年の状況を踏まえた内容について、適切に扱うこと。 ● 特に対人関係、日常的コミュニケーション等の重要性に留意すること。	● 様々な問題に対する組織的対応の在り方について理解している。
	学校における危機管理上の課題	● 校内外の安全確保に関する内容は、必ず含めること。 ● その他、情報セキュリティなど、近年の状況を踏まえた内容を適切に扱うこと。	● 子どもの安全確保はじめ具体的な危機管理の課題について、理解している。
2. 教科指導、生徒指導その他の教育の充実に関する事項(18時間以上)	指導の在り方	● 指導法、指導の背景となる専門的知見、指導の方法・技術のいづれかについて最新の課題を取り扱うこと。	● 指導法、指導の背景となる専門的知見、指導の方法・技術のいづれかについて最新の課題について理解している。

(注) ①～④の各事項及びその細目に割り当てられるべき時間、講義の順番、担当教員の組み合わせ等については、大学の判断による。